

資料編

資料1 計画策定の経緯

開催日	会議等の名称	内容
令和3年度		
令和3年 8月6日	第1回環境基本計画市民会議	ワークショップ：島田市の優れていると思うところ、残念（改善が必要）と思うところ、私が心掛けている環境にやさしい対策
10月8日	第2回環境基本計画市民会議	ミニレクチャー：地球温暖化対策～気候変動の影響・将来予測～ ワークショップ：島田市のいいところがさらに伸び、よくしたいところが改善された「ミライ」の島田市の姿
12月10日	第3回環境基本計画市民会議	ワークショップ：分野ごとの将来イメージ
12月23日	令和3年度第1回島田市環境審議会	第3次環境基本計画の策定について
1月13日～ 31日	団体・事業者アンケート	市内の団体・事業者を対象にアンケートを実施（ウェブ、メール、郵送・FAXで受付）
令和4年 2月22日	令和3年度第2回島田市環境審議会	第3次環境基本計画の策定に係る取組状況について
3月18日	第4回環境基本計画市民会議	ワークショップ：「未来の島田市の環境」（キービジュアル）のブラッシュアップ
令和4年度		
5月20日	第5回環境基本計画市民会議	ワークショップ：計画を推進していくうえでの「わたしたち市民の役割」
6月22日	令和4年度第1回島田市環境審議会	第3次島田市環境基本計画素案について
12月6日	令和4年度第3回島田市環境審議会	島田市環境基本計画について
12月26日	令和4年度第4回島田市環境審議会	島田市環境基本計画について
12月28日～ 令和5年 1月26日	パブリック・コメント	計画素案に対する意見募集 ・意見提出状況：5人から36件提出
1月	第3次島田市環境基本計画に係る住民説明会	素案の内容についての説明会 1月5日：市役所、川根支所 1月6日：金谷公民館 1月10日：初倉公民館 1月13日：六合公民館
2月16日	令和4年度第5回島田市環境審議会	第3次島田市環境基本計画について
3月10日	答申	第3次島田市環境基本計画についての環境審議会からの答申

資料2 環境審議会委員名簿

区分	氏名	所属
学識経験者	平井 一之 (会長)	静岡県環境資源協会 専務理事
	木村 浩之 (副会長)	静岡大学グリーン科学技術研究所 教授
	浅見 佳世	常葉大学社会環境学部 准教授
市民代表	竹林 健次郎	島田市自治会長連合会 常務理事
	河村 元	環境市民クラブ 代表
	亀山 真理子	島田市食育推進委員会 副会長
	永田 英樹	島田市農業経営振興会 理事
	鈴木 昌子	まちづくり川根の会 理事
事業者代表	戸塚 寿夫	味の素食品(株)静岡工場 総務・管理課 課長
	岩本 智	島田青年会議所 専務理事
	増田 則之	新東海製紙(株) 環境安全課長
	鈴木 浩介	富士食品工業(株) 環境管理部長
行政	山本 孝之	中部電力パワーグリッド(株) 島田営業所長
	清 真人	静岡県くらし・環境部環境局 環境政策課 課長

資料3 諮問・答申文

諮問文

島地環 第216号
令和4年12月26日

島田市環境審議会
会長 平井 一之 様

島田市長 染谷 絹代

第3次島田市環境基本計画について（諮問）

島田市環境基本条例第7条第4項の規定に基づき、下記について貴審議会に諮問します。

記

1 諮問事項

第3次島田市環境基本計画素案

答申文

令和5年3月10日

島田市長 染谷 絹代 様

島田市長 染谷 絹代

第3次島田市環境基本計画について（答申）

令和4年12月26日付け島地環第216号にて諮問のありました第3次島田市環境基本計画について、当審議会において慎重なる審議を重ねた結果、計画案は妥当であると判断しましたので答申いたします。

なお、下記について特段のご配慮を願います。

記

- 1 計画の推進に当たっては、多様な手段を用いて広く計画の周知に努め、市民・事業者・行政はそれぞれの役割分担のもとに主体的に取り組むとともに、連携・協働し合い、一体となって取り組むこと。
- 2 環境施策の実施に当たっては、担当部署だけでなく庁内各部署の横断的な連携を図り、総合的かつ計画的に進めること。
また、市民・事業者の模範となるよう、率先して環境施策に取り組むこと。
- 3 近年の環境問題に関する社会情勢の変化の速さを踏まえ、適宜適切な見直しを行うこと。

資料4 島田市環境基本条例

○島田市環境基本条例

(平成17年5月5日 条例第103号)

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、市民及び事業者(以下「すべての市民」という。)の責務を明らかにし、すべての市民が一体となって、循環、共生及び参加を基本とした社会の構築を目指し、地球的規模の環境問題を地域から解決していくための施策を推進することにより、もって市民が良好な環境の恵みを受るとともに、健康で文化的な生活を営む権利の確保を目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えらるる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範囲な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

- 第3条 すべての市民は、人類の存続の基盤である限りある環境が将来にわたって適切に維持され、人と自然とが共生できるような多様な自然環境を、体系的に保全及び創造をしなければならない。
- 2 すべての市民は、地球環境の保全が自らの課題であることを認識し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的とした取組を、自主的かつ積極的に行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、環境の保全及び創造を図る上で、市民及び事業者が果たす役割の重要性にかんがみ、市民及び事業者が行う環境の保全及び創造に関する施策を支援し、及びこれに協力する責務を有する。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努める責務を有する。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力し、その普及、啓発活動等について積極的に参加する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って発生するばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止するために必要な措置を講ずる責務を有するとともに、自然環境の破壊防止のため、植生の復元、緑地の整備その他の必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されるに当たって生ずる環境への負荷の低減を図るとともに、再生資源の原材料への積極的な使用等事業活動に伴う環境への負荷の低減に努める責務を有する。
 - 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴い生ずる各種エネルギーの使用による環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(環境基本計画)

第7条 市長は、循環、共生及び参加を基本とした社会の構築を目指し、すべての市民が一体となって地球的規模の環境問題を地域から解決していくための施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - (2) 環境の保全及び創造のために、すべての市民が実践しなければならない具体的な事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を尊重し、これを環境基本計画に反映させなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、島田市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

- 第8条 市長は、毎年度、環境の状況及び市長が環境の保全及び創造に関して実施した施策について報告書を作成し、これを速やかに公表しなければならない。
- 2 市民及び事業者は、報告書が公表された日から市長が定める日まで、報告書について市長に意見書を提出することができる。
- 3 市長は、報告書について島田市環境審議会に意見を聴かなければならない。

(施策の策定に当たっての事前配慮)

- 第9条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画に整合するよう配慮しなければならない。

(事業者の事前配慮の促進)

- 第10条 市は、本市の環境に影響を及ぼすと認められる事業を行う事業者の環境の保全及び創造についての事前配慮を行うことを促進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、本市の環境に影響を及ぼすと認められる事業を行う事業者との間に、環境の保全及び創造のために取るべき措置について定める協定を、必要に応じて締結するよう努めるものとする。

(規制の措置)

- 第11条 市は、環境の保全及び創造を図るために必要と認めるときは、地域の特性、規制の効果及び影響を考慮し、必要な措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

- 第12条 市は、市民及び事業者が自ら環境への負荷の低減に係る環境の保全及び創造に関する活動を行う場合において、経済的な助成が必要と認められるときは、その措置を講ずるものとする。
- 2 市は、環境の保全上の支障を防止するため、市民又は事業者に係る適正で公平な経済的負担の措置について、調査及び研究を実施し、特に必要があると認めるときは、その措置を講ずるよう努めるものとする。

(監視体制の整備等)

- 第13条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適切に実施するため、環境の状況の把握に必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めなければならない。
- 2 市は、環境の保全及び創造に関する施策に必要な調査及び研究に努めなければならない。

(公害等の処理)

- 第14条 市は、公害その他の環境の保全上の支障となる事象について、適正かつ迅速な処理に努めなければならない。

(公共的施設の整備等の推進)

- 第15条 市は、下水道、一般廃棄物処理施設等環境の保全上必要な公共的施設の整備その他の環境への負荷の低減に係る事業を推進するため、必要な措置を講じなければならない。

(情報の提供)

- 第16条 市は、市民及び事業者の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供しなければならない。

(国、県等との協力)

- 第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策のうち、広域的な取組が必要と認める施策については、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めなければならない。

(財政上の措置)

- 第18条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の円滑な推進のため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境審議会)

- 第19条 本市の環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、島田市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 学識経験者
- (2) 市民の代表
- (3) 事業者の代表
- (4) 関係行政機関の職員
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

(自主環境管理の促進)

- 第20条 市長は、地球環境の保全のため、率先し、環境への負荷を低減するための実行計画を策定するものとする。
- 2 市長は、前項の実行計画の推進と目標達成のため、環境管理委員会を設置するものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、環境管理委員会について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

- 第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

- この条例は、平成17年5月5日から施行する。

資料5 本計画に記載された各施策の主な担当課

施策	主な担当課
1-1 エネルギー効率の向上	
家庭部門	環境課
産業・業務部門	環境課
運輸部門	環境課、生活安心課
1-2 再生可能エネルギーの導入・利用促進	
地域に裨益する（地域主導型・協働型）再生可能エネルギーの導入促進	環境課、資産活用課
1-3 総合的な取組	
吸収源対策	農林整備課、都市政策課、建設課
環境配慮行動の促進	環境課
連携・協働	環境課
1-4 気候変動適応	
農林業に関する適応策	農林整備課
水環境・水資源、自然生態系、自然災害に関する適応策	危機管理課、環境課、農林整備課
人の健康や生活に関する適応策	危機管理課、環境課、健康づくり課
2-1 ごみ減量・資源化の推進	
ごみの分別、減量化の推進	環境課
3Rの推進	環境課
2-2 サーキュラーエコノミー・シェアリングエコノミーへの移行促進	
ごみの資源化	環境課
シェアリングの推進	環境課
資源循環の促進	環境課
2-3 廃棄物の適正処理	
ごみ処理施設の適正な運用	環境課
ごみのないまちづくりの推進	環境課
3-1 自然環境の保全	
健全な水循環の確保	戦略推進課、環境課、都市政策課
緑地の保全	建設課
森林の保全・再生	農林整備課
農地の保全	農業振興課
3-2 生物多様性の保全	
生物の保全・管理	都市政策課、環境課

施策	主な担当課
自然とのふれあいの促進	学校教育課、社会教育課
生態系の保全	環境課、農業振興課、建設課
里地里山の保全	農林整備課、環境課
水資源の保全	下水道課
4-1 生活環境の保全	
大気の保全	環境課
良好な生活環境の確保	環境課
4-2 ストックとしての価値の向上	
コンパクト・プラス・ネットワークなまちづくり	都市政策課
ウォークアブルなまちづくり	都市政策課
グリーンインフラやEco-DRRの推進	建設課
5-1 環境に関わる学びの推進と活動の促進	
環境教育の推進	環境課、健康づくり課、学校教育課、社会教育課
人材育成	環境課
環境情報の発信・活用	環境課

資料6 温室効果ガス削減策の例

(1) 産業部門

①省エネ法に基づく特定事業者のエネルギー使用原単位削減義務が年平均1%であることを踏まえ、全事業者がその達成に努めるものと仮定して設定（2013年から2030年の17年間）

$(100【\%】 - (100-1【\%】)^{17【年】}) \div 15.7\%$ の削減効果 2030年現状趨勢ケースからの削減量

※設備・機器の更新、電力の低炭素化を含む 産業部門削減量 66.4t-CO₂

②設備機器の導入・更新による削減効果

※国の温暖化対策計画に基づく取組に基づき、国の削減量の按分

対策	2013年	2030年	島田市		削減見込み量 (按分) (千 t-CO ₂)	備考
	(千 t-CO ₂)		平成 30(2018)年製造品出荷額 ※工業統計調査			
高効率空調の導入	50	690	362,186	286,255,227	0.81	EHP・GHP、チラー、ターボ冷凍機、吸収式冷凍機
産業 HP の導入	2	1,610	362,186	286,255,227	2.03	
産業用照明の導入	670	2,931	362,186	286,255,227	2.86	
低炭素工業炉の導入	5750	8,069	362,186	286,255,227	2.93	
産業用モーターの導入	3380	7,608	362,186	286,255,227	5.35	
高性能ボイラーの導入	2920	4,679	362,186	286,255,227	2.23	
コージェネレーションの導入	410	10,610	362,186	286,255,227	12.91	
電力需要設備効率の改善	-4	100	1,141	16,252,431	0.01	鉄鋼業対象
廃プラスチックのケミカルリサイクル拡大	-70	2,120	1,141	16,252,431	0.15	鉄鋼業対象
コークス炉の効率改善	-40	480	1,141	16,252,431	0.04	鉄鋼業対象
省エネ設備の増強	9	650	1,141	16,252,431	0.05	鉄鋼業対象
革新的製鉄プロセスの導入	0	820	1,141	16,252,431	0.06	鉄鋼業対象
環境調和型製鉄プロセスの導入	0	110	1,141	16,252,431	0.01	鉄鋼業対象
二酸化炭素原料化技術の導入	0	1,730	6,714	27,621,221	0.42	化学工業対象
従来型省エネ技術	5	64	7,386	6,735,790	0.06	窯業・土石製品製造業対象
熱エネルギー代替廃棄物利用技術	-82	192	7,386	6,735,790	0.30	窯業・土石製品製造業対象
革新的セメント製造プロセス	0	408	7,386	6,735,790	0.45	窯業・土石製品製造業対象
ガラス溶融プロセス技術	0	81	7,386	6,735,790	0.09	窯業・土石製品製造業対象
高効率古紙パルプ製造技術の導入	5	105	68,766	6,982,430	0.98	パルプ・紙・紙加工品製造業対象

対策	2013年	2030年	島田市	国	削減見込み量 (按分)	備考
	(千 t-CO ₂)		平成 30(2018)年製造品出荷額 ※工業統計調査		(千 t-CO ₂)	
ハイブリッド建機の導入	7	440	2,724	3,690,740	0.32	建設施工分野 ※指標は建設業従業者数(H28 経済センサス)
施設園芸における省エネ設備の導入	0	1,550	146	363,024	0.62	施設園芸・農業機械・漁業分野 ※指標は農業従業者数
省エネ農機の導入	0	79	146	363,024	0.03	施設園芸・農業機械・漁業分野 ※指標は農業従業者数
合計					32.71	

(2) 家庭部門

①市民の環境配慮行動の普及（島田市世帯数（令和2（2020）年国勢調査）35,395世帯）

※資源エネルギー庁 家庭の省エネ徹底ガイド参照

対策	削減効果(原単位 kg-CO ₂ /年)	全世帯の10%が今後新たに実施したとする場合の削減量 t-CO ₂ (年)
54Wの白熱電球から9Wの電球形LEDランプに交換した場合	52.8	187
9Wの電球形LEDランプ1灯の点灯時間を1日1時間短縮した場合	2.6	9
外気温度31℃の時、エアコン(2.2kW)の冷房設定温度を27℃→28℃の場合(使用時間:9時間/日)	17.8	63
エアコンの冷房を1日1時間短縮した場合(設定温度28℃)	11.0	39
外気温度6℃の時、エアコン(2.2kW)の暖房設定温度を21℃から20℃にした場合(使用時間:9時間/日)	31.2	110
暖房を1日1時間短縮した場合(設定温度20℃)	23.9	85
1日1時間テレビ(32V型)を見る時間を減らした場合	9.9	35
ノート型PCを使わないときは電源を切る場合(1日1時間利用時間を短縮)	3.2	11
冷蔵庫にもものを詰め込みすぎない	25.7	91
冷蔵庫で無駄な開閉をしない	3.6	13
冷蔵庫を壁から適切な間隔で設置	26.5	94
冷蔵庫の設定温度を適切にする	36.2	128
電気ポットを長時間使わないときはコンセントからプラグを抜く	63.1	223
お風呂は間隔をおかずに続けて入る(ガス給湯器)	87.0	308
シャワーを流しっぱなしにしない(ガス給湯器)	29.0	103
温水洗浄便座のフタを閉める	20.5	73
暖房便座の温度は低めに	15.5	55
洗濯はまとめて洗う	3.5	12
合計		1,639

②設備機器の導入・更新による削減効果

※国の温暖化対策計画に基づく取組に基づき、国の削減量の按分

対策	2013年	2030年	島田市	国	削減見込み量(按分)
	(千 t-CO ₂)	(千 t-CO ₂)	令和2(2020)年世帯数 ※国勢調査		(千 t-CO ₂)
住宅の省エネ化(新築)	0	6,200	35,395	55,830,154	3.9
住宅の省エネ化(改修)	0	2,230	35,395	55,830,154	1.4
高効率給湯器の導入	180	8,980	35,395	55,830,154	5.6
高効率照明の導入	730	6,510	35,395	55,830,154	3.7
省エネ浄化槽の導入(先進タイプ)	0	49	35,395	55,830,154	0.03
省エネ浄化槽の導入(低効率浄化槽の交換等)	0	74	35,395	55,830,154	0.05
トップランナー基準機器の強化	243	4,757	35,395	55,830,154	2.9
HEMS 等徹底的なエネルギー管理	24	5,691	35,395	55,830,154	3.6
				合計	21.10

(3) 業務その他部門

①省エネ法に基づく特定事業者のエネルギー使用原単位削減義務が年平均1%であることを踏まえ、全事業者がその達成に努めるものと仮定して設定(2013年から2030年の17年間)

(100【%】 - (100-1【%】) ^ 17【年】) ÷ 15.7%の削減効果 2030年現状趨勢ケースからの削減量

※設備・機器の更新、電力の低炭素化を含む 業務その他部門削減量 14.5t-CO₂

②設備機器の導入・更新による削減効果

※国の温暖化対策計画に基づく取組に基づき、国の削減量の按分

対策	2013年	2030年	島田市	国	削減見込み量(按分)
	(千 t-CO ₂)	(千 t-CO ₂)	農林・鉱業・建設・製造以外の従業員数 ※平成30(2018)年経済センサス		(千 t-CO ₂)
業務用給湯器の導入	50	1,410	23,593	43,935,342	0.73
高効率照明の導入	980	6,720	23,593	43,935,342	3.08
トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上	520	9,200	23,593	43,935,342	4.66
BEMSの活用、省エネ診断等による徹底的なエネルギー管理	560	6,440	23,593	43,935,342	3.16
水道事業における省エネ・再エネ対策の推進等	0	2,160	23,593	43,935,342	1.16
下水道における省エネ・創エネ対策の推進	0	1,300	23,593	43,935,342	0.70
				合計	13.50

(4) 運輸部門

①市民の環境配慮行動の普及（島田市世帯数（令和2年国勢調査）35,395世帯）

※資源エネルギー庁 家庭の省エネ徹底ガイド参照

対策	削減効果(原単位 kg-CO ₂ /年)	全世帯の10%が今後新たに実施したとする場合の削減量 t-CO ₂ (年)
自動車でふんわりアクセル「e スタート」	194.0	687
自動車の加減速の少ない運転	68.0	241
自動車で早めのアクセルオフ	42.0	149
アイドリングストップ	40.2	142
	合計	1,218

②設備機器の導入・更新による削減効果

※国の温暖化対策計画に基づく取組に基づき、国の削減量の按分

対策	2013年	2030年	島田市	国	削減見込み量(按分)
	(千 t-CO ₂)	(千 t-CO ₂)	令和4(2022)年自動車台数 ※一般財団法人自動車検査登録情報協会、静岡県自動車保有台数調査		(千 t-CO ₂)
次世代自動車の導入、燃費改善等	533	26,740	69,807	61,867,152	29.57
環境に配慮した自動車使用の促進	0	1,010	69,807	61,867,152	1.14
公共交通の利用促進	0	229	95,719	126,146,099	0.17
自転車の利用促進	0	28	95,719	126,146,099	0.021
トラック輸送の効率化	0	11,800	3,394	14,427,520	2.78
				合計	33.68

(5) 廃棄物処理部門

対策	2013年	2030年	島田市	国	削減見込み量(按分)
	(千 t-CO ₂)	(千 t-CO ₂)	平成 29(2017)年ごみ処理量 (直接焼却量+直接最終処分量+焼却以外の中間処理量+ 直接資源化量)直接焼却量		(千 t-CO ₂)
プラスチックの分別収集・リサイクル	0	62	28,140	32,724,620	0.05
廃棄物発電の導入	0	124	28,140	32,724,620	0.11
廃棄物処理業の省エネ対策	0	1,490	28,140	32,724,620	1.28
EV ゴミ収集車の導入	0	15	28,140	32,724,620	0.01
				合計	1.50

(6) 再生可能エネルギー

※国の温暖化対策計画に基づく取組に基づき、国の削減量の按分

対策	2013年	2030年	島田市	国	削減見込み量(按分)
	(千 t-CO ₂)		2030年発電電力量(億 kWh) ※温暖化対策計画、島田市資料		(千 t-CO ₂)
再生可能エネルギー電気の利用拡大	76,620	206,700	8.23	3,445	326.76

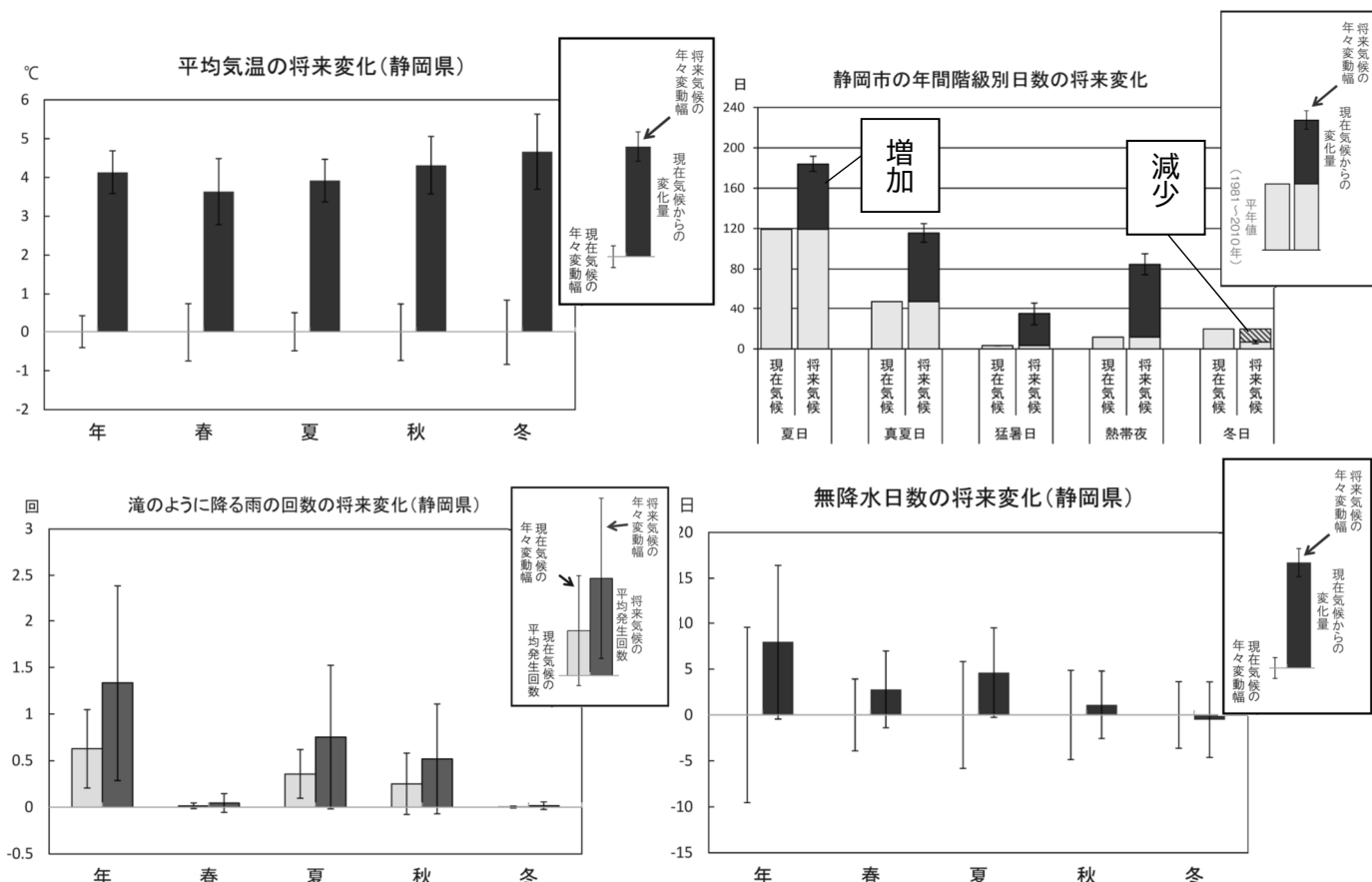
対策	2013年	2030年	島田市	国	削減見込み量(按分)
	(千 t-CO ₂)		熱供給量(原油換算)(万 kL) ※温暖化対策計画、島田市資料		(千 t-CO ₂)
再生可能エネルギー熱の利用拡大	2,9800	36,180	5.6	1,341	26.64

資料7 適応策の検討資料

(1) 将来の気候・気象の変化

本市における将来の気候・気象の変化について、静岡県や静岡市を参考にみると、最も気候変動が進んだ場合（RCP8.5シナリオ）、21世紀末（2076年～2095年）には現在（昭和55（1980）年～平成11（1999）年）よりも年平均気温が約4℃高くなり、静岡市では猛暑日が約30日増加すると予測されています。

また、静岡県では滝のように降る雨の発生は約2倍になる一方、降水の無い日が増加すると見込まれています。



資料：気象庁

(2) 適応策の対象分野・項目の選定

本市の地域特性を考慮して気候変動への適応を進めていくに当たって、以下の2つの観点から、今後重点的に取り組む分野・項目を選定しました。

- ・国の適応計画で示される分野・項目（大項目・小項目）のうち、「重大性」が特に大きく、「緊急性」及び「確信度」が高いと評価されたものの中から、本市に関係がない「高潮・高波」を除いたもの。
- ・本市の地域特性等から選定する分野・項目

選定結果は以下のとおりとなります。

注) 重大性、緊急性、確信度の凡例は以下のとおり。

- ・重大性 ◎：特に重大な影響が認められる ◇：影響が認められる
-：現状では評価できない

※RCP2.6は厳しい温暖化対策をとった場合、RCP8.5は厳しい温暖化対策を取らなかった場合

- ・緊急性 ◎：高い △：中程度 □：低い -：現状では評価できない
- ・確信度 ◎：高い △：中程度 □：低い -：現状では評価できない

※国が設定している項目のうち、本市に関わる項目を取り上げて選定を行った。

分野	大項目	小項目	重大性 (RCP2.6/8.5)	緊急性	確信度	選定
農業・林業・水産業	農業	水稻	◎/◎	◎	◎	○
		野菜等	◇	◎	△	
		果樹	◎/◎	◎	◎	○
		麦、大豆、飼料作物等(茶)	◎	△	△	○
		畜産	◎	◎	△	○
		病害虫・雑草等	◎	◎	◎	○
		農業生産基盤	◎	◎	◎	○
		食糧需給	◇	△	◎	
	林業	木材生産(人工林等)	◎	◎	△	○
		特用林産物(きのこ類等)	◎	◎	△	○
水環境・水資源	水環境	湖沼・ダム湖	◇/◎	△	△	○
		河川	◇	△	□	○
	水資源	水供給(地表水)	◎/◎	◎	◎	○
		水供給(地下水)	◎	△	△	○
		水需要	◇	△	△	○
自然生態系	陸域生態系	自然林・二次林	◇/◎	◎	◎	○
		里地・里山生態系	◇	◎	□	○
		人工林	◎	◎	△	○
		野生鳥獣による影響	◎	◎	□	○
		物質収支	◎	△	△	○
	淡水生態系	湖沼	◎	△	□	○
		河川	◎	△	□	○
		湿原	◎	△	□	
	その他	季節生物	◇	◎	◎	○
		分布・個体群の変動(在来種)	◎	◎	◎	○
		分布・個体群の変動(外来種)	◎	◎	△	○
		生態系サービス	◎	-	-	
	生態系サービス	(流域の栄養塩・懸濁物質の保持機能等)	◎	△	□	
		(自然生態系と関連するレクリエーション機能)	◎	△	□	
自然災害・沿岸域	河川	洪水	◎/◎	◎	◎	○
		内水	◎	◎	◎	○
	山地	土石流・地すべり等	◎	◎	◎	○
	その他	強風等	◎	◎	△	○
健康	冬季の温暖化	冬季死亡率等	◇	△	△	
		暑熱	死亡リスク	◎	◎	◎
	感染症	熱中症	◎	◎	◎	○
		水系・食品媒介性感染症	◇	△	△	
		節足動物媒介感染症	◎	◎	△	○
		その他の感染症	◇	□	□	
	その他	温暖化と大気汚染の複合影響	◇	△	△	
		脆弱性が高い集団への影響(高齢者・小児・基礎疾患有病者等)	◎	◎	△	○
	その他の健康影響	◇	△	△		

分野	大項目	小項目	重大性 (RCP2.6/8.5)	緊急性	確信度	選定
産業・経済活動	製造業	製造業	◇	□	□	
		(食品製造業)	◎	△	△	
	エネルギー	エネルギー需給	◇	□	△	
		商業	商業	◇	□	□
	金融・保険	(小売業)	◇	△	△	
		金融・保険	◎	△	△	
	観光業	レジャー	◇	△	◎	
		レジャー(自然資源を活用したレジャー業及び関連するサービス業)	◎	△	◎	○
建設業	建設業	◎	◎	□		
医療	医療	◇	△	□		
国民生活・都市生活	都市インフラ、ライフライン等	水道、交通等	◎	◎	◎	○
	文化・歴史などを感ずる暮らし	生物季節、伝統行事・地場産業等(生物季節)	◇	◎	◎	○
		生物季節、伝統行事・地場産業等(伝統、地場)	-	◎	△	○
	その他	暑熱による生活への影響等	◎	◎	◎	○

(3) 温暖化の影響予測

国内で既に現れている気候変動による影響には、水稻やみかんの品質低下、二ホンジカの生息域拡大、大雨の発生日数の増加、熱中症患者の増加などがあげられます。

ここでは、国の「気候変動影響評価報告書」や、「静岡県気候変動影響と適応取組方針」(令和元(2019)年3月策定)を参考に、温暖化の影響予測を整理します。

①これまでの影響と将来の影響

※「影響の現状」と「将来予測される影響」は、県>国の優先度で記載しています。

分野	大項目	小項目	影響の現状 (国・県資料)	将来予測される影響
農業・林業・水産業	農業	水稻	白未熟粒・胴割粒発生、一等米比率低下、異常高温による不稔【県】	一般的に3℃までの気温上昇で収量増加、それ以上で減収、一等米比率低下【県】
		野菜等	露地野菜は、生育や収量、品質への影響など、花きはカーネーションなどの高温障害【県】	露地野菜の収量、品質の低下【県】
		果樹	ウンシュウミカンは、着色遅延、浮皮の発生、品質低下、貯蔵性低下【県】	ウンシュウミカンは、年平均気温の変動による栽培適地の北上【県】
		麦、大豆、飼料作物等(茶)	茶は、夏季の異常高温・少雨により、干ばつによる落葉・葉枯れ・枝枯れ等の特異な現象が見られ、翌年一番茶が減収した事例あり【県】	茶は、夏季の干ばつが翌年一番茶に及ぼす影響は不明だが、気温上昇に伴い、茶芽の生育、一番茶の萌芽期・摘採期の早まりが予想される【県】
		畜産	搾乳牛の乳量低下、肉牛・豚の増体率低下、採卵鶏	搾乳牛の乳量低下と受胎率低下、肥育豚、肉用鶏の増体率が低下する地域

分野	大項目	小項目	影響の現状 (国・県資料)	将来予測される影響
			の産卵率低下、肉用鶏の増体率低下など【国】	拡大、低下の程度増加【国】
		病虫害・雑草等	病虫害の構成変化【国】	病虫害の構成変化、北上・拡大、発生世代数増加の可能性【国】
		農業生産基盤	小雪化や融雪の早期化、融雪流出量の減少【国】	春季の渇水【国】
		食糧需給	世界各地で暑熱と気温上昇に伴う潜在蒸発散量の増加により、特に低緯度地域で収量が減少【国】	世界全体では、コメ、小麦、大豆、トウモロコシの収量の減少【国】
		林業	木材生産(人工林等)	全国的には、一部の地域でスギの衰退現象、マツ材線虫病による被害の北限の拡大、人工林の風害(それぞれ要検証)【国】
特用林産物(きのこ類等)	夏季の高温によりシイタケの菌糸体の成長が低下【県】		病虫害の発生、シイタケの子実体(きのこ)の発生量減少【国】	
水環境・水資源	水環境	湖沼・ダム湖	水質の変化、アオコ発生の増加【国】	水温上昇や栄養塩類の流出特性の変化に伴う富栄養ダム湖の増加、無機態窒素・藻類増殖量の増加、有機汚濁負荷量(BOD、SS)の増加【国・県】
		河川		
	水資源	水供給(地表水)	大井川の渇水傾向【県】	融雪期の河川水量の変動、年降水量の変動幅増大と渇水の発生、無降雨の継続【県】
		水供給(地下水) 水需要		
自然生態系	陸域生態系	自然林・二次林	落葉から常緑へ転換【県】	ブナの衰退、アカシデ、イヌシデの分布縮小【国】
		里地・里山生態系	マダケ・モウソウチクの分布上限及び北限付近の分布拡大【国】	
		人工林	一部の地域でスギ林の減少【国】	スギ人工林の脆弱性の増加【国】
	陸域生態系	野生鳥獣による影響	イノシンなどによる農作物の食害・茶園の踏み荒らし、シカ林業被害などにより洪水や渇水、土砂災害の危険性の増加が懸念【県】	被害の増加【国】
		物質収支	森林における土壌は、1980年から2009年にかけてCO ₂ ・N ₂ O排出、CH ₄ 吸収の増加【国】	地温の上昇に伴う土壌呼吸の上昇(土壌微生物等の気候への順化により上昇の程度が減少する知見もある)【国】
	淡水生態系	湖沼	1900年代から2000年代にかけて、全国の湖沼における水草の種構成が変化【国】	水温上昇により、植物プランクトンの増加と、それに伴う水質悪化、水生植物の成長への悪影響【国】
		河川	魚類の繁殖時期の早期化・長期化や暖温帯性・熱帯性の水生生物の分布北上等、気候変動に伴う	降雨の時空間分布の変化に起因する大規模な洪水の頻度増加による、濁度成分の河床環境への影

分野	大項目	小項目	影響の現状 (国・県資料)	将来予測される影響
自然生態系	湿原		水温等の変化に起因する可能性【国】	響、及びそれに伴う魚類、底生動物、付着藻類等への影響【国】
			一部の湿原で、湿度低下や蒸発散量の増加、積雪深の減少等が乾燥化をもたらした可能性【国】	降水量の変化や地下水位の低下による雨水滋養型の高層湿原における植物群落への影響、低層湿原における湿地性草本群落から木本群落への遷移、蒸発散量の更なる増加【国】
	その他	生物季節	植物の開花の早まりや動物の初鳴きの早まりなど、動植物の生物季節の変動について多数の報告が確認されている。【国】	ソメイヨシノの開花日の早期化、落葉広葉樹の着葉期の長期化、紅葉開始日の変化や色づきの悪化など、様々な種への影響【国】
		分布・個体群の変動(在来種)	ナガサキアゲハの分布拡大【県】	分布域の変化などによる種の絶滅の可能性【国】
	生態系サービス	分布・個体群の変動(外来種)	ヤンバルトサカヤステの分布拡大、外来種の定着・確認【県】	侵略的外来生物の侵入・定着確率の増大【国】
		(流域の栄養塩・懸濁物質の保持機能等) (自然生態系と関連するレクリエーション機能)	全球的には、気候変動による生態系を構成する生物種の種構成や生物季節、種間の相互作用の変化が生態系の構造や機能に影響を与え、結果として既に生態系サービスへの影響が生じている【国】	生態系サービスへの負の影響が予測されている【国】
自然災害・沿岸域	河川	洪水	局地的豪雨・洪水による災害の発生リスク増加【県】	大雨などによる災害リスク増加、強い台風の発生割合・台風に伴う降水の増加【県】
		内水	局地的豪雨による浸水被害発生【県】	
	山地	土石流・地すべり等	集中豪雨発生件数の増加による土砂災害の発生【県】	気候変動に伴う局地的豪雨などにより土砂災害が頻発、激甚化【県】
	その他	強風等	台風の最大強度の空間位置の変化や進行方向の変化、竜巻による被害として木造建築物が多く破損、急速に発達する低気圧1個あたりの強度が増加傾向【国】	強い台風の増加、3～5月を中心に竜巻の発生頻度の増加【国】
健康	冬季の温暖化	冬季死亡率等	冬季の気温の上昇に伴い冬季死亡率が低下しているという具体的な研究事例は現時点では確認できていない【国】	全死亡(非事故)に占める低温関連死亡の割合の減少【国】
	暑熱	死亡リスク	熱ストレス超過死者数(直接・間接を問わずある疾患により総死亡がどの程度増加したかを示す指標)の増加【国】	死亡率や罹患率に係る熱ストレス超過死者数の増加【国】

分野	大項目	小項目	影響の現状 (国・県資料)	将来予測される影響
健康	感染症	熱中症	熱中症搬送者数の増加【国】	熱中症患者発生率の増加【国】
		水系・食品媒介性感染症	海水表面温度の上昇により、夏季に海産魚介類に付着する腸炎ビブリオ菌数が増加する傾向【国】 外気温と感染性胃腸炎のリスクの間に相関性があり、外気温上昇により、ロタウイルス流行時期が日本各地で長期化【国】 外気温が低下すると、急性下痢発生率が増加【国】	水系感染症の発生数の増加【国】
		節足動物媒介感染症	デング熱・ジカウイルス感染症を媒介するヒトスジシマカの分布域拡大【国】	ヒトスジシマカの分布可能域の拡大（ただし、直ちに疾患の発生数の拡大につながるわけではない）【国】
		その他の感染症	インフルエンザや手足口病、水痘、結核といった感染症の発生の季節性の変化や、発生と気象条件（気温・湿度・降水量など）との関連（社会的要因、生物的要因の影響が大きい点に留意）【国】	様々な感染症類の季節性の変化や発生リスクの変化【国】
	その他	温暖化と大気汚染の複合影響	気温上昇による生成反応の促進その他のメカニズムにより、粒子状物質を含む様々な汚染物質の濃度の変化【国】 光化学オキシダント（Ox）及びその大半を占めるオゾン（O ₃ ）の濃度の経年的増加【国】 温暖化に伴うO ₃ 濃度上昇は、O ₃ 関連死亡（全死亡・心血管疾患死亡・呼吸器疾患死亡）を増加させる可能性【国】	オキシダント濃度が上昇し、健康被害が増加する可能性【国】 2020年代までにオゾン・PM2.5による早期死亡者数が増加する予測【国】
		脆弱性が高い集団への影響（高齢者・小児・基礎疾患有病者等）	暑熱による高齢者の日射病・熱中症のリスクが高く、発症すれば重症化しやすい【国】 呼吸器疾患を持つ高齢者にとっては、睡眠時の暑熱環境が呼吸困難感と身体の調子の低下に影響【国】 低温に伴う影響として、高齢者、高血糖症患者の脆弱性が高く、循環器病死亡を発生させるリスクが高い【国】	暑熱により高齢者の死亡者数の増加【国】
		その他の健康影響	気温上昇による睡眠の質の低下・だるさ・疲労感・熱っぽさなどの健康影響の発生・増加【国】	暑熱により、だるさや疲労感、寝苦しさに影響【国】

分野	大項目	小項目	影響の現状 (国・県資料)	将来予測される影響
			高温・低温と心血管疾患や呼吸器疾患の発症・救急搬送との関係を指摘する報告がある【国】	過去の統計データに基づいた研究では、気温上昇に伴い、殺人・暴行・窃盗などと自殺件数が増加すると推測【国】
産業・経済活動	製造業	食品製造業	水害による被害【国】	水害等のリスクのほか、ビジネス機会として認識している企業がある【国】
	エネルギー	エネルギー需給	猛暑により事前の想定を上回る電力需要を記録【国】	冷房ピーク負荷の増加、暖房ピークの減少【県】
	商業	小売業	飲料やエアコンの販売数への影響【国】 季節商品の需給予測が困難、大雨や台風により百貨店やスーパーなどの売上の増減や臨時休業が起きる事例【国】	※研究事例が乏しく、影響の評価が困難【国】
	金融・保険	金融・保険	自然災害に伴う保険損害の増加【国】	自然災害に伴う保険損害の増加【国】
	観光業	レジャー（自然資源を活用したレジャー業及び関連するサービス業）	風水害による旅行者への影響【国】	風水害による旅行者への影響【国】
	建設業	—	夏季の気温上昇により暑中コンクリート工事の適用期間が長期化【国】 建設現場における熱中症災害の発生率が増加【国】	気候変動に適応した建築計画・都市計画の在り方の議論の進展【国】
	医療	—	断水や濁水による人工透析への影響、気温と救急搬送量との関係【国】 熱帯あるいは亜熱帯地域に存在する病原細菌への国内での感染【国】 医療機関において洪水による浸水被害の発生【国】	※具体的な研究事例が確認できていない【国】
国民生活・都市生活	都市インフラ、ライフライン等	水道、交通等	短時間強雨や渇水の増加、強い台風の増加によるインフラ・ライフラインなどへの影響【国】	短時間強雨や渇水の増加、強い台風の増加によるインフラ・ライフラインなどへの影響【国】
	文化・歴史などを感じる暮らし	生物季節、伝統行事・地場産業等（生物季節）	サクラについては、ヒートアイランド現象*と相まって、郊外に比べて、都市部で開花や花芽の成長速度が速まっている【国】	今世紀中頃及び今世紀末には、気温の上昇により開花から満開までに必要な日数は短くなる可能性が高い【国】
		生物季節、伝統行事・地場産業等（伝統、地場）	サクラの開花の早期化による祭行事への影響【国】 酒米品種の検査等級・制精玄米歩合の低下等地場産業への影響【国】	花見ができる日の減少、サクラを観光資源とする地域への影響【国】
	その他	暑熱による生活への影響等	ヒートアイランドの進行と合わせ、熱中症リスクの増加【国】	ヒートアイランドの進行と合わせ、熱中症リスクの増加【国】

資料7 用語集

【あ行】

アース・キッズ事業

市・静岡県・静岡県地球温暖化防止活動推進センターの3者が連携・協力して実施しており、小学校高学年を対象として、総合学習の授業内容との連携を図りながら、家庭で地球温暖化防止に取り組むプログラム。

愛知目標

「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、そのことによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、全ての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界の実現を長期目標と、「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」短期目標から成る。

硫黄酸化物(SO_x)

硫黄の酸化物の総称で、石油や石炭などの硫黄分が含まれる化石燃料が燃焼する際に発生する大気汚染物質。また、大気中で硫酸に変化し、酸性雨の原因の一つになる。

ウォーカブルなまちづくり

車中心から人中心の空間へと転換を図り、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的とした、居心地が良く歩きたくなる空間づくり。

エコアクション21(EA21)

中小事業者の環境への取組を推進するとともに、その取組を効果的・効率的に実施するため、中小事業者でも容易に取り組めるようにした環境マネジメントシステム。環境省が策定し、現在は一般財団法人持続性推進機構が平成16年10月からスタートした「エコアクション21認証・登録制度」を実施。

エコクッキング

調理の工夫や食材を無駄なく使う方法など、エネルギーを上手に使い、食品ロスを減らせるような地球にも人にも優しい料理方法。

エコドライブ

「環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用」のことで、やさしい発進を心がけ、無駄なアイドリングを止めるなど、燃料の節約に努め、地球温暖化に大きな影響を与えるCO₂の排出量を減らす運転のこと。

【か行】

カーシェアリング

予め登録した会員だけが利用できる自動車を貸し出しするシステムで、主に、短時間の利用を目的としている。また、車を財産として所有するのではなく経費としてとらえることによって、公共交通手段等とのコスト比較意識が働き、過剰な自動車の利用を抑制する働きがあると言われている。

家庭版環境マネジメント事業

ISO14001やエコアクション21などの環境マネジメントシステムの考え方を取り入れながら、家庭で環境にやさしい生活に取り組む事業。

環境保全型農地

農薬や化学肥料などの使用量の削減、有機物を積極的に利用した土づくりなどの実施により、環境に与える負荷をより少なくし、持続可能な生産を目指した農業。

グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組。

グリーンカーテン

屋外で育てた植物の葉で日差しを遮ることで、室温の上昇を抑え、冷房に使う電気を節約してCO₂の排出を減らそうとする地球温暖化防止につながる取組。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境に与える影響ができるだけ小さいものを選んで優先的に購入すること。

コジェネレーションシステム

ひとつの燃料源から二つ以上のエネルギーを同時に得る方法。従来の電力のみを発生させている発電設備の場合、駆動機（エンジン、タービン）などから出る排出ガスや冷却水はそのまま捨てられていたが、コジェネレーションシステムでは、発電機で電力を供給し、かつ、駆動機からの排出ガスや冷却水などの排熱を回収し、冷暖房、給湯に有効利用（熱併給発電）する。

コミュニティプラント

地方自治体や民間事業者の開発行為による住宅団地などで、し尿や生活排水を合わせて処理する施設。多くの場合、下水道が普及していない地区の団地で下水道の代替施設となる。

コンパクト・プラス・ネットワーク

都市全体の構造を見渡しなが、住宅及び医療・福祉・商業その他の居住に関連する施設の誘導と、それと連携した地域公共交通ネットワークの再編を行うまちづくり。

【さ行】

再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太

陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用すること。

サテライトオフィス

企業、または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィス。

しまだエコ活動

定義として、「島田市環境基本計画に規定する市の施策、市民の取組、事業者の取組に関する環境保全活動」及び「市民及び事業者が市内で行う環境保全活動」となっている。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）

コロナウイルスのひとつで、世界的な感染拡大により、各国ではロックダウン措置が行われるなどの措置が行われ、国内でも緊急事態宣言が出され、生活や事業活動のスタイルが一変した。

スマート林業

地理空間情報やICT（情報通信技術）、ロボット等の先端技術を活用し、森林施業の効率化・省力化や需要に応じた木材生産を可能とする林業。

スラグ（熔融スラグ）

ごみを焼却炉で燃焼した後に残った焼却灰を、さらに加熱・熔融したものを冷却・固化してできるガラス状の物質。

生活用品活用バンク

資源の有効利用のため、家庭でまだ使えるのに不用となった生活用品を登録し、必要とする人に紹介する事業。

セクターカップリング

電力部門を交通部門や産業部門、熱部門など他の消費分野と連携させること。社会全体の脱炭素化を進める社会インフラ改革の構想。

ゼロカーボンドライブ

太陽光や風力などの再生可能エネルギーを使って発電した電力（再エネ電力）と電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHEV）、燃料電池自動車（FCV）を活用した、走行時のCO₂排出量がゼロのドライブ。

線状降水帯

次々と発生する発達した雨雲（積乱雲）が列をなした、組織化した積乱雲群によって、数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することで作り出される、線状に伸びる長さ50～300km程度、幅20～50km程度の強い降水をともなう雨域。

【た行】

ダイオキシン類

ごみの焼却や化学物質の合成過程などで生成される化学物質であり、自然分解されにくく、大気環境・水環境・土壌環境などに蓄積していくことと、人の体内に多量に蓄積した場合、甲状腺機能の低下などその毒性が問題となっています。特に、脂肪に蓄積されやすく、人の場合は体内から分解、排出されて半減するまでに7年程度かかると言われている。

多自然川づくり

河川等の土木工事において、自然環境の保全・復元を目指した整備手法のこと。

地球温暖化係数（GWP）

CO₂を基準にして、ほかの温室効果ガスがどれだけ温暖化する能力があるか表した数字。単位質量（例えば1kg）の温室効果ガスが大気中に放出されたときに、一定時間内（例えば100年）に地球に与える放射エネルギーの積算値（温暖化への影響）を、CO₂に対する比率として見積もったもの。

窒素酸化物（NO_x）

発電所や工場のボイラー、自動車エンジンなどの高温燃焼の際に、空気中の窒素が酸素と結合して一酸化窒素（NO）が発生し、これがまた酸化されて安定した二酸化窒素（NO₂）となり大気中に排出される。通常、一酸化窒素と二酸化窒素を合わせて窒素酸化物（NO_x）と呼ぶ。窒素酸化物は紫外線により光化学反応を起こし、オゾンなどの光化学オキシダントの原因となる物質を生成する。また、窒素酸化物は硫酸化物とともに酸性雨の原因ともなる。

テレワーク

ICT（情報通信技術）を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のことで、Tel（離れて）とWork（仕事）を組み合わせた造語。

特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系などへの被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された種をいう。特定外来生物にしてされると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止される。植物ではアレチウリ、オオキンケイギク、オオハンゴウソウなど、動物ではアライグマ、タイワンリス、ウシガエル、カミツキガメ、ソウシチョウ、オオクチバス、ブルーギル、セアカゴケグモなどがある。

【な行】

認定農業者

意欲と能力のある農業者が自らの経営を計画的に改善するため、「農業経営改善計画」を作成し、市町村が認定する制度。認定農業者は、国や県、市町村等からさまざまな支援が受けられる。

ノーカーデー

事業所や行政単位で、日を決めて自動車の利用を控える運動。渋滞緩和、省エネルギー、大気汚染・騒音の抑止といった効果のほか、環境に対する啓発として取り組まれている。

【は行】

パーク&ライド

自動車を郊外の公共交通機関乗降所にもうけた駐車場に停車させ、そこから鉄道や路線バスなどの公共交通機関に乗り換えて目的地に行く方法。

バーチャル・パワー・プラント（VPP）

電気小売事業者が需要家側の「創エネ」「省エネ」「蓄エネ」のエネルギーリソース（屋根上太陽光発電、空調機器、蓄電池、電気自動車等）を、IoTを活用して遠隔から統合・最適制御することで、あたかもひとつの発電所のように機能させること。

バイオ燃料

植物資源などのバイオマスを加工して作る燃料。木くずや廃材、トウモロコシ、サトウキビ・ビートの絞りかす（バガス）などを発酵させて作るエタノール（エチルアルコール）、家畜のし尿などを発酵させてできるメタンなど。

バイオマス

エネルギー資源として利用できる生物体（植物、動物等）のこと。バイオマスのエネルギー利用としては、燃焼して発電を行うほか、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化や、ユーカリなどの炭化水素を含む植物から石油成分を抽出する方法などがある。ごみや下水汚泥などの廃棄物に含まれている有機分の利用も研究されており、廃棄物処理と石油代替エネルギーの両方に役立つ。

ハイブリッド車

2種類以上のパワーユニットを持つ自動車の通称。ガソリンを燃焼して動くガソリンエンジンと、バッテリーの電力で動く電気モーターの2種類を搭載している車両など。

バックカasting

目標から逆算して現状からの計画を策定すること。

ヒートアイランド現象

郊外と比べて都市部の気温が高くなり、等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」があるように見えることをいう。都市部でのエネルギー消費に伴う熱の大量発生と、都市の地面の大部分がコンクリートやアスファルトなどに覆われて乾燥化した結果、夜間気温が下がらない事により発生する。

裨益

助けとなり、役立つこと。

非メタン炭化水素

メタン以外の大気中の水素・炭素化合物の総称。空気中で反応性が高く、光化学オキシダントの原因物質となる。

微粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊する粒径 2.5 μm （マイクロメートル： μm =1000分の1mm）以下の小さなものを指し、ボイラーや自動車の排気ガス等から発生し、健康への影響が懸念されている。

フードバンク

安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などから寄贈していただき、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動。

プラグインハイブリッド車

モーターとエンジンを搭載し、両方の動力を切り替えつつ、外部からの充電もできる環境性能車。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する物質のうち、粒径が10ミクロン以下の粒子の総称。首都圏においてディーゼル車からの黒煙が主な排出源となっている。呼吸器官壁に沈着することにより他の大気汚染物質の有害作用を強める。アレルギーを引き起こしやすくするほか、発ガン性物質も含まれている。

導入ポテンシャル（再生可能エネルギー）

現在の技術水準で利用可能な設置面積、平均風速、河川流量等から理論的に算出されるエネルギー量から、自然要因（標高、傾斜等）、法規制（自然公園（特別保護地区、第1種特別地域等）、保安林等）の開発不可地を除いて算出したエネルギー量。

【ま行】

マイグッツ運動

マイバッグ、マイボトル、マイカップ、マイ箸を持つことで、ごみの発生の抑制を図る運動。

マテリアルリサイクル

マテリアル（物）からマテリアル（物）へのリサイクル（再利用）。例えば、ペットボトルからペットボトルへのリサイクルなど。

モーダルシフト

トラック等の自動車で行われている貨物輸送から、環境負荷の小さい鉄道や船舶の利用への転換。

猛禽類

獲物を捕らえるために、その体を進化させた鳥の仲間で、狩りをするために、よく見える目と、鋭い爪とくちばし、強くて丈夫な脚を持っている。タカとフクロウの仲間に分けられ、タカの仲間は主に昼に行動し、フクロウの仲間は主に夜に行動する。

モニタリング調査

自然の変化を記録する調査。

【ら行】

リバーフレンドシップ

河川美化活動を行政機関が支援する制度で、静岡県「協働」事業の一環として、平成16年2月から施行されている。県が管理する一定区間において、住民や利用者などがリバーフレンドとなり、「みんなの川」を「みんなで守っていく」意識向上や、身近な環境保護に関する意識啓発に繋げていくことを目的としている。

【英数字】

BECCS

「Bioenergy with Carbon Capture and Storage」の略称。エネルギー利用のためバイオマスを燃焼させたとき、CO₂は排出されるが、バイオマスのライフサイクル全体での排出量は変わらないため、CO₂排出量としてカウントしない約束になっている（カーボンニュートラル）。このバイオマス燃焼時のCO₂を回収・運搬し、地中に貯留すれば、大気中のCO₂は純減となる。

BOD

「Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）」の略称。生物が水中にある有機物を分解するのに必要とする酸素の量（mg/l）を表す。河川の汚染度が進むほどこの値は高くなる。

CCUS

「Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage」の略称。産業活動から排出される高濃度のCO₂を固定化し、または有効に利用する技術。

COOL CHOICE

脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。

DACS

「Direct Air Capture and Storage(直接空気回収・貯留)」の略称。大気中からCO₂を回収・貯留する技術。

Eco-DRR

「Ecosystem-based Disaster Risk Reduction(生態系を活用した防災・減災)」の略称。生態系と生態系サービスを維持することで危険な自然現象に対する緩衝帯・緩衝材として用いるとともに、食糧や水の供給などの機能により、人間や地域社会の自然災害への対応を支える対策。

MaaS

「Mobility as a Service」の略称。地域住民や旅行者一人一人の移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となる。

PPA

「Power Purchase Agreement(電力購入契約)」の略称。設備設置事業者が施設に太陽光発電システムを設置し、施設側は設置された設備で発電した電気を購入する契約のこと。施設側は設

備を所有しないため、初期費用の負担や設備の維持管理をすることなく、再生可能エネルギーの電気を使用することができる。

ZEB

「Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)」の略称であり、快適な室内環境を実現しながら、高断熱化・日射遮蔽、自然エネルギー利用、高効率設備により、できる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、物建物で消費する年間のエネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

ZEH

「Net Zero Energy House(ネット・ゼロエネルギー・ハウス)」の略称であり、外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅のこと。

3R

「Reduce(買う量、使う量を減らしてごみになるものをなるべく減らす)」「Reuse(出す前に再使用の方法を考える)」「Recycle(再資源化に協力する)」の3つを意味する。

第3次島田市環境基本計画

島田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
島田市気候変動適応計画

発行年月：令和5年3月

発行：島田市地域生活部環境課

〒427-8501 静岡県島田市伊太7番地の1

TEL：0547-36-7145 FAX：0547-34-5501

E-mail：kankyo@city.shimada.lg.jp